

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」 の公布等について



厚生労働大臣は、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を労働安全審議会に対して行い、妥当であるとの答申がありました。これを受け、厚生労働省は、平成 28 年 11 月 2 日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」を公布しました。

主な改正内容は、以下のようになります。

1. オルトートルイジンを特定化学物質に追加

オルトートルイジンが化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加されました。これにより、オルトートルイジンを含む製剤の製造や、これらを取り扱う業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを 30 年間保存することが必要となります。

2. 経皮吸収対策の強化

経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、シャワーなどの洗浄設備と不浸透性の保護衣などの使用が新たに義務付けられました。

本政令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行されます。なお、平成 29 年 12 月 31 日までの間は、当該作業の作業主任者を選任すること、並びに作業環境測定を行うことは要しないとしています。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 10 月 18 日付 厚生労働省ホームページ
平成 28 年 11 月 2 日付 官報

分析技術箇所 長谷川知草